

令和7年度第3回札幌方面静内警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年12月3日（水） 午前10時00分から午前11時5分まで

2 開催場所

静内警察署会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員7人）

会長 山田久磨

副会長 徳橋かおる

委員 戸澤ひとみ

山本恵美子

米田和哉

武田明美

(2) 警察署員 5人

署長 釣谷毅

副署長 佐藤渉

警務課長 鈴木隆

刑生課長 鎌田幸英

地域課長 川中涼介

4 署長挨拶

5 会長挨拶

6 業務説明等

(1) 令和7年度第2回協議会における委員からの質問等に対する回答

ア 鹿の解体残滓の対応について

当署管内の猟銃所持者に対しては、所持許可更新等で来署した際に、狩猟後の残滓の適切な処理を依頼しています。

また、管内の猟友会に対しても、会員に対して狩猟後の残滓の適切な処理に関する啓発を行うよう依頼しました。

イ 横断歩道通行時の自転車の交通ルールについて

自転車が横断歩道を通行する際に、自転車を押して渡るべきか、乗車したまま通行してよいのかという質問でしたが、横断歩道を横断している歩行者がいる場合は、事故防止の観点から押して渡るべきですが、歩行者がおらず事故の危険性がない場合は乗車したまま横断歩道を走行してもよいとなっています。

当署でおこなう交通安全教室では、あくまでも事故防止を第一に実施していることから、押して横断するという指導を行っています。

ウ 野焼き防止のチラシの自治体広報紙への折り込みしての配付について

チラシの折り込みを依頼すると有料となることであり、予算的な制約から実施しておらず、協力していただける金融機関や商店、公共施設等にチラシを置かせていただき、住民の皆さん等に手に取っていただくという方法をとっています。

更に、日高振興局に対し、野焼き防止の記事をホームページに掲載するよう依頼し、継続閲覧可能となっています。

(2) 静内警察署の活動状況

- 主要事件検挙状況
- 特殊詐欺被害防止について
- ヒグマ出没状況
- 各種広報、啓発活動等の紹介

7 質疑応答

(1) 委員（事前質問）～警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除について
最近のニュースで、岩手県等で熊を駆除する際に、警察官がライフル銃を使用して駆除するということが始まったと聞きましたが、静内署の地区でも警察官がライフルで熊を駆除するようになるのでしょうか。

【回答】

国家公安委員会規則が改正されて、警察官がライフル銃を使用して熊を駆除することは、法律上は可能になりました。

しかし、警察官がライフル銃を使用して動いている熊を撃つとなると、熊の生態や動き等を教養したり、何度も訓練を重ねなければなりません。

また従事する人員、装備等体制自体を整えていかねばならず、ハードルがいくつもあります。

その点も踏まえ、現在北海道警察本部で協議中であり、今後指示が来るものと思われ、現時点では静内警察署で実施するともしないとも言えないところです。

(2) 委員（事前質問）～熊駆除に従事するハンターについて
最近熊出没の報道が後を絶ちません。

警察署に連絡すると獵友会の協力を求めて駆除という流れと聞きますが、静内署管内では、協力体制に対応できるハンターが充足しているのでしょうか。

【回答】

熊出没時の対応の流れですが、警察で通報を受理した場合、町役場に連絡し、役場からハンターに連絡が行き、現場で三者が合流して対応するということになります。

現場に来るハンターに関しては、役場のほうで把握して連絡しているものですので、我々警察としては把握しておりません。

全国的にハンター不足とか高齢化ということが言われておりますが、これまで現場で対応してきた中では、ハンターがいなくて対応できないという場面はありませんので、ご安心いただければと思います。

(3) 委員～廃棄物の野焼きについて

以前の協議会でも話題になりましたゴミの野焼き問題についてですが、地域の人達と話したときに「消防に届出すればいいのではないか」と話す人もおり、そういう消防へ届出したものは警察に連絡が来たりはしないのでしょうか。

【回答】

消防に対してどのような内容を届出しているのかということについては承知しておりませんが、廃棄物処理法でも稻わらの焼却やたき火等、一部が罰則の適用から除外されているものもあります。

基本的に家庭ゴミを含め、ゴミの焼却は認められておらず、以前の協議会でも報告させていただいたとおり、燃やしてよいもの、悪いものについては、当署から日高振興局に依頼して、振興局のホームページに公開していただいているので参考にしていただきたいと思います。

(4) 委員～新冠町内での不審者の出没について

11月に新冠町で不審者が出没したという話があったが、その後の結果はどうなったのか情報が知りたい。

【回答】

対応状況等調査し回答します。

(5) 委員～夜光反射材の入手方法について

日没が早くなり、夜間の事故防止に気をつけなければならない時期となつたが、以前地元の自治会で夜光反射材のバンドを配ったことがあり、住民の方に好評だった。

夜光反射材を警察に要望したら入手することはできるのか。

【回答】

夜光反射材を警察で購入して自治会や住民の方に配付するということはしていません。

警察としては、交通安全協会などから提供を受けたものを機会あるごとに配らせていただいています。

以前自治会から配付を受けたということであれば、自治会、交通安全協会などに相談されてみてもよいかと思います。

(6) 委員～オレオレ詐欺電話について

先日私にかかってきた電話の下4桁が「0110」で、応答したところ警視庁の警察官を名乗る電話だったということがあった。

このような電話を受けた場合、警察に通報した方がよいのか。

【回答】

そのような電話を受けた場合は、被害がなくても、詐欺の予兆電話として対応したいと思いますので、警察に連絡していただければと思います。

連絡先は、警察相談電話#9110でも静内警察署の代表電話でもかまいません。

8 犯罪被害者等支援制度について

- 犯罪被害者等基本法制定までの経緯
- 犯罪被害者支援制度の概要
- 犯罪被害者等支援における他機関ワンストップサービスの概要